

見える化要件について

【介護職員等特定処遇改善加算】とは

介護職員の処遇改善につきましては、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」において、「人材確保のための取り組みをより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、2019年10月の消費税引き上げに伴う報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の報酬改定において、「介護・福祉職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。当該加算を受けるためには、下記要件を満たしている必要があります。

【特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について、それぞれの区分で1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取り組みの見える化を行っていること

※詳細については、厚生労働省通知等をご確認ください。

【見える化】要件とは

特定処遇改善加算を取得するためには、上記要件の中で、特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、サービスの情報公表制度や事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することとされています。

〈職場環境要件の提示について〉

見える化要件に基づき、弊社の特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する特定処遇改善加算に対する具体的な取組内容は以下の通りとなっております。

提供施設名：しあわせ駅、読谷、経塚、山内、松本、北中城、琉大北、愛宕、早良、生の松原、粕屋、原、大野城、原中央、須恵、次郎丸、石丸、糸島

【資質の向上】

働きながら資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する強度行動障害支援者養成研修、児童発達支援管理責任者、その他職員への研修受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替え職員確保を含む）

研修の受講や人事考課等との連動

【労働環境・処遇改善】

- ・雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ICT活用または、支援内容や申し送り事項の共有等による福祉・介護職員の事務負担軽減、サービス提供者のシフト管理や事務業務等に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化

【入職促進に向けた取り組み】

- ・事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

【両立支援・多様な働き方の推進】

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

【腰痛を含む心身の健康管理】

- ・職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ベッドやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・AIG 業務災害保険による保険制度の充実化

【生産性向上のための業務改善の取り組み】

- ・タブレット端末、システム等の導入や、本社にて事務業務等を担うことによる現場での業務量の縮減

【やりがい・働きがいの醸成】

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化
- ・職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、休憩室等の整備

【その他】

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減